

(写)

31 経管第31号

令和元年12月9日

安城市公立保育所等経営審議会会長 様

安城市長 神 谷 学

安城市公立保育所等における経営のあり方について（諮問）

安城市公立保育所等経営審議会規則第2条の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

安城市公立保育所等における経営のあり方に関する事項

2 諮問理由

近年、低年齢児を中心とした保育ニーズは増加傾向にあり、本年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、財政負担もより一層大きくなると予想されます。このことから、限られた財源のなか、本市における幼児教育・保育を持続的に提供できるよう、今後の公立園の経営のあり方について方針をまとめるため、貴審議会に諮問するものです。